

# 福岡地方労働審議会議事録

## 家内労働部会

1 日 時 : 平成26年12月2日(金) 14:55～16:30

2 会 場 : 福岡合同庁舎 本館8階 共用第7会議室

3 出席者 : **【公益代表委員】** 3人(定数3人)  
益村 眞知子(部会長)  
上島 俊一  
河地 洋子

**【労働者代表委員】** 2人(定数3人)  
上野 茂伸  
鎌田 健嗣

**【使用者代表委員】** 3人(定数3人)  
松岡 嘉彦  
靄 繁樹  
永島 逸子

**【福岡労働局】** 白尾 労働基準部長  
角谷 賃金課長 ほか

4 議事

- (1) 福岡県における家内労働の現状について
- (2) 福岡県婦人服製造業最低工賃の改正について
- (3) その他

5 審議内容

部 会 長 定刻前ですが、お揃いですので、ただ今から平成26年度福岡地方労働審議会、  
家内労働部会を開催させていただきます。

最初に、家内労働部会委員の交代がございますので、事務局よりご紹介をお願い  
いたします。

課 長 補 佐 それでは、新しい委員の方をご紹介いたします。

家内労働代表者委員の上田静生委員が11月21日付けでご退任されました。  
後任として

上野茂伸 委員

がご就任されております。

辞令についてですが、時間の都合により、あらかじめ机の上に置かせていただ  
いておりますので、ご確認いただきたいと思います。

部 会 長 それでは、上野委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

上 野 委 員 (挨拶)

部 会 長 まず、定数の確認でございますが、本日

公益代表委員 河地 委員

家内労働者代表委員 西村 委員

がご欠席でございますが、地方労働審議会令第8条第3項に基づく部会開催に必  
要な定数を満たしておりますことをご報告いたします。

本日の議事録の署名を

家内労働者代表委員 上野 委員

委託者代表委員 松岡 委員

をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

上 野 委 員 (承諾)

松 岡 委 員

部 会 長 ありがとうございます。それでは、労働基準部長よりご挨拶を兼ねまして、  
経済状況等関係資料の説明をお願いします。

先ほど、申し訳ありませんが、公益代表委員の河地委員はご欠席と申し上げま  
したが、ただいま、ご出席頂きましたので変更したいと思います。来ていただい  
てありがとうございます。

労働基準部長

(挨拶、資料No6～10に基づいて説明)



上野委員 結構です。

部会長 他に何かありませんか。

一点、私が気づいた第3表なのですが、印刷・同関連産業のところの備考にワープロ入力という言葉あるのですが、現在も使用されている用語ですか。ワード入力ではないのですか。

専門監督官 パソコンで入力しているのが現状ですが、家内労働の分類ではワープロ入力という言葉は生きています。

部会長 わかりました。

他にご質問等ございませんでしょうか。

なければ議題(2)「福岡県婦人服製造業最低工賃の改正について」ですが、最初に、これまでの部会での審議経過につきまして、事務局より説明をお願いします。

賃金課長 (これまでの審議経過説明)

部会長 競争といっても、繊維産業は平成13年以降をみると、中国、さらにバングラディッシュやベトナムまで競争相手が加ってきていると思うのですが、そういうことを踏まえて議論しないといけないのかなと思います。

平成13年に改正されましたが、それ以降平成16年、19年、23年と議論されましたが、いずれも据置きとなり、今日に至っています。

それでは、No4とNo5の説明をお願いします。

賃金課長 (資料No4～5に基づいて説明)

部会長 ただ今の資料説明につきまして、何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

鎌田委員 教えていただきたいのですが、11表の委託者の意見についてですが、このご意見は家内労働者の代表者の意見ですか。

賃金課長 委託者の意見です。

鎌田委員 委託者ですね。委託する側のご意見ですよ。家内労働に従事されている方の

意見ではないということですね。

賃金課長            そうです。

部 会 長            他にご質問はございませんでしょうか。

それでは私から質問をさせていただきます。資料 No 2 の第 3 表を見ますと福岡県婦人服製造業の委託者数は 19 とありますが、資料 No 4 では 17 委託者に対して調査されているようですが、残りの 2 委託者について調査されなかった理由はなんですか。

専門監督官        婦人服に該当するとして、19 の委託者から委託状況届を提出いただいたのですが、調査の前に聞き取りを行ったところ、婦人服製造業には該当していないところがありました。

例えば、着物の折りたたみや袋詰めを行っている委託者がありまして、それで 19 が 17 という数字になったということです。

賃金課長            委託状況届は 4 月の調査なのですが、実態調査は 6 月になります。

部 会 長            調査を行った時点で委託者が 19 から 17 に減ったという訳ではないのですね。婦人服製造業の家内労働とは判定しにくいということなのですね。

上 島 委 員        13 ページの家内労働の方の賃金を時間あたりに換算すると 288 円ということですが、6 ページの家内労働ではなく、工場で労働者として働く人は最低賃金の 712 円。

日給の方も時間で割ってみたら 712 円なのですが、最低賃金は今年も上がっていますので、727 円対 288 円を比率で見ると 4 割ちょっと切る状態なんですね。これが 10 年前とか 15 年前とかだったら、最低賃金を 100 とすれば家内労働の方はどれくらいだったのか疑問がありまして、毎年毎年最低賃金が上がっているの、格差がかなり広がりつつあるのかなという感じがするのですが、資料は何かありませんか。

賃金課長            17 表の調査はやり始めたばかりの調査なので、昔の数字が出ないのです。

松 岡 委 員        工賃は 13 年間上げていないわけですよ。最賃の 13 年前はわかりますよね。60 円くらい上がっているのですか。

労度基準部長 13. 8%上がっています。639円です。

部会長 単純に比較できるのですかね。

部会長 ご意見等なければ、婦人服製造業最低工賃の改正について、存続の必要性も含めてですが、何かご意見ございませんでしょうか。

靄委員 私の会社は婦人服製造業ではないが、参考として述べさせていただきます。

去年までは、私も、婦人服製造業最低工賃の引上げについては厳しいと意見を述べていました。理由は、東南アジア・中国との競争で縫製業の流れは向こうに流れていっており、最低工賃を引き上げることで、もっとその流れが加速し、競争力がなくなると考えていたからです。

しかし、急に円安にぶれ始め、私たち食品関係でも今、円安のマイナス面が影響し原材料が高くなり、燃料費が高くなり、足元では厳しくなっているのが実情です。

このところ変わった流れも出てきています。円安で輸入物が高くなり、やはり中国、東南アジアの賃金も急上昇しているということで、国内で作りたいという動きも出始めております。

安倍首相が消費税を先送りしましたが、そのくらいの期間が経てば、円安の恩恵とかが中小企業というか、地方あたりにもある程度効果が出てくるのではないかという気はしています。

安倍首相からも賃金を上げてほしいという要請もあり、ひとつの転機にかかっているのではないかという気もします。

実際、地方では人手不足も起きております。それで自ずと賃金が最低賃金と離れて上がっています。最低賃金で募集しても人が来てくれない状況で、100円、150円上げないと田舎でも集まらないようになっております。そういうことで、この辺で一考すべきではないかという気はしております。

部会長 一考すべきということは、上げてもいいのではないかということですか、あるいはこのままでもいいということですか。

靄委員 私は業界が違うので、そここのところは言えません。

部会長 松岡委員いかがでしょうか。

松岡委員 非常に市場も小さいし、内容的にもわかりにくいというか、意見を言いにくいところではあるのですが、一つ考えておかなければいけないのは、家内労働の工賃を多少上げたからといって、すぐに工場が外国にいくとかいうことに対する影響の度合い

はそんなに大きくはないのかなと思います。

逆に考えおいていないといけないのは、この工賃を上げることによって、今、家内労働の方に委託業者が仕事を出している分が、もういいやということで吸い上げたりだとか、要するに、家内労働に出すメリットがなくなることによって、家内労働自体の仕事がなくなることによって影響がどれくらい出るかが心配です。

ここで決めている工賃は最低ですから、仕事がたくさんあって、仕事がさばけなければ自ずから工賃自体が上がっていくことは市場の原理で、今、人手不足で賃金が上がっています。最低工賃をいじらなくても市場がそういうふう動いていけば、工賃というのは自ずから上がっていく。

むしろ心配なのは、先ほども申しましたように、ここで上げることによって、今ある仕事がなくなっていくことでどういう影響があるかです。

委託業者も、今までせつかく仕事をやってくれているので、簡単に仕事をきることはできないのです。

実際は工賃を引き上げても自社でできないことはないけれど、長い付き合いみたいな形で仕事を出している面もありますという話も以前あっていましたから、その影響がどうなのかなと思います。

工賃としてどうかと言われれば「えっ。この工賃で」というくらいの金額だと思いますので、そこを引き上げること自体にそんなに抵抗があるとは思えませんが、むしろそれによって仕事なくなるのではないかということが少し心配です。

霧 委 員

先ほど最低工賃と実際に支払われている工賃とを比較した表がありましたよね。ほとんど最低工賃以上で払われているということであれば、多少最低工賃を引き上げても、影響は少ないのかなと思います。

上 野 委 員

まったく霧委員のご意見に同感なんですけれど、先ほどご報告の時に、「工賃は県の最賃や需給バランスの中で決まっており、最低工賃そのものを見て決めているのはそれほど多くない」と報告がありました。

工賃をどのくらい上げるかは分かりませんが、仮に1円、2円引き上げたとしても委託業者に対して大きな影響は出ないと思います。

それを前提とすると、私が感じているのは二つありまして、上げないという選択をしたときに、この委員会そのものが、今の経済作りに対して消極的だと感じられるのではないかと。それが一つです。

もう一つは、最低賃金が2007年からどっと50円から60円上がっている。その間、工賃そのものが据え置かれてそんなに上がっていないということを考えると、少しぐらい工賃も最賃につき合わせるという審議会の判断があってもいいのではないかと思います。

ただ、地域をみると、委託業者は筑後なり筑豊に多く、決め付けてはいけないの

ですが、経営状況が、それほどものすごくもうかっていると判断するのは厳しいでしょうから、会社にそんなに大きく影響を与えない程度のところバランスをとるような判断をしてもいいのではないかと思います。

どれだけ上げたらいいのかというのは全く分かりませんが。

部 会 長            上げた方が良くというご意見でしょうか。

上 野 委 員            どのくらい上げれば良いかは分かりませんが、あまり影響を与えない程度で引き上げてもいいと思います。

河 地 委 員            私もファッションに係わっている人間なんですけど、この表にもありますように希望者がどんどん減っているんですね。

ものづくりというのは、従来、日本人は器用なはずなんです。私は学校でも丁寧に教えています。

私はミャンマーに年2回教えに行っているんですよ。そこの卒業生達は教えてもらったものをきれいで丁寧に作るから、お金をいくらに上げてと言わなくても、いくらお金をくれるっていう、それくらい日本人の知恵というか、力をつくづく感じますと友達が言うんですね。

ミャンマーは今きれいに作るということが中心で、クリエイションということは全然無いのです。

日本はクリエイションということが中心で、実際にきれいに作るということにあまり振り向いていないんですね。

ですので、みんなスーパーに行っている。これはちょっとまずいんじゃないか。本当は上手な人もいるはずなんです。だから、その人たちにもやってよかったと思えるような賃金を少しでも上げて頂くと私はうれしいです。

部 会 長            上げた方が良くというご意見でしょうか。

河 地 委 員            はい。いくら上げれば良いかは分かりませんが。

靄 委 員            我々がお願いしているレベルは、今の社員の最低賃金をベースにして、会社の中で行った場合いくらかかるのかと、しかし、会社の中ではできないので、外でしないと生産があがらないということで、一応それを計算して、1時間当たりどのくらいの量を外注でできるのか、それを工場で行えばいくらでできるのかというのを計算して決めていくんですね。

だから、最低賃金とこの工賃は大体比例させていっても本当はいいと思います。

鎌田委員

私も同意見です。

今年、最低賃金が15円引き上がりました。15円上がっても727円しかありませんが、最低賃金との乖離が時間給に直した時にありすぎるのはどうかと思います。

このお仕事で生活をしている方がいる以上、やはり少しでも多くの賃金を頂いて、それで生活を豊かにしていくことが仕事の原理であると思いますので、上げるべきだと思います。

ただ、皆さんがおっしゃっているとおり、いくら上げるのかという話になると、私個人の中では分からないところが多いので、そのところまでは踏み込めませんが、上げるべきだと思います。

永島委員

まったく分野が違い、菓子箱の組立てを行っていますが、それでも内職工賃は同等に払っています。だから、やはり上げるべきだと思います。意欲が全然違うんですね。

あまりにも差をつけすぎると、同じことをして「なぜ」と疑問を言われるので、私は最初から同等の、内職とかということではなくて、仕事をしていただいた数に対していくらというように払っております。

部会長

組立ということは、1個いくらということで、それはカウントですよ。

永島委員

はい。1個いくらということです。

それを障害者の方にもお願いしていますが、障害者だからといって差をつけていません。

だからいろいろな福祉作業所をお願いしているんですけど、ものすごく喜ばれて、この前は感謝状までもらいました。同じようにしていただいてということで。いつかはそういうところが、いい仕事に反映されてくるのではないかと思います。

靄委員

今言われた様に、例えば菓子箱製造や我々の仕事みたいに、その時にどうしてもしてもらえないといけない仕事は本当にそういう賃金レベルなんですよ。

例えば今、うちがお菓子のゼリーなんかを作っていて、セットアップとかをお願いしているのですが、そういうのは逆に高いくらいになってくるんです。ただ昔から続いている繊維関係は永年続いてきているので、そういう点が我々とは少し違うのではないかという気はしますけども。

いくら上げれば良いかということについては、先ほどの調査を見ると、最低工賃13円のところのほとんどが最低でも15円となっているので、その辺は全然クリアできるのではないかという気はするんですけど。

- 部 会 長 事務局にお尋ねしたいのですが、資料 No 3 の第一次最低工賃新設改正計画で、今年婦人服の改正を予定されているところが群馬県、山梨県、鳥取県、そして福岡県なのですが、他県ではどういう結論が出たか、調べられましたか。
- 賃 金 課 長 全部据置きです。
- 部 会 長 据置きですか。  
上島委員のご意見はいかがでしょうか。
- 上 島 委 員 公益委員なのですが、できたらもうちょっとくらい上げていただいた方が、上げる割合は実際の市場価格を参考にしながら、無理のないところで上げられたらなあと思います。
- 部 会 長 今回は上げた方がいいというご意見が3分の2くらい。5名の方が上げた方がいいということです。  
一人の方が、業種が違うのでなんともいえないけれどという前置き付で、できれば上げた方がよい。  
お一人の方がこれまでの家内労働部会の議論にもありましたが、上げることによりマイナスの影響が心配ということです。それで据え置きと言う形ではありませんでした。  
全国的に婦人服の改正が計画されているところは全て据置きとなっておりますが、いかがいたしましょうか。  
県の最低賃金が毎年上がっており、ここ数年上がり方が結構大きいですね。そういったところで、それとの乖離が大きすぎるというのが一つの意見であると思います。  
上げた方が望ましい。ただし、どれくらい上げるかということについては慎重にということでしょうか。  
事務局いかがでしょうか。
- 賃 金 課 長 過去にも、最低賃金と一緒に上げていくべきとの意見もありましたが、やはりこの業種については、九州他県に比べ福岡がかなり突出していますので、福岡ばかり上げて差を広げるのはどうかというところで、見送られた経緯があります。
- 部 会 長 近隣の県との比較も重要ですね。
- 審 査 委 員 それは一つありますよね。よその県が少し上げてくれないというのはあります。じゃあ県を越えて向こうにもっていくということはないとは思いますが。

鎌田委員 逆にいうと福岡が上げていかないと、他の県は上げていかないですよ。福岡が上げなければ、うちも上げないでいいやと他の県は思いますね。

靄委員 元々最低賃金も違いますよね。福岡が高いですからね。

松岡委員 係数の比較だけで言うと、九州のほかの県はほぼ一緒ですから、九州の他の県を100とすると、福岡は106か107くらいになりますかね。50円くらいの差となります。

格差だけでいくと、先ほどの表でいくと110位の差はありますので、開いていると言えば開いているのですが、ベースが違うので単純な比較はできないですよ。

賃金課長 経済状況は良くなっているように感じますが、この業種に関してはどの指数を見ても良くなっていないようです。

部会長 賃金が上がっているのは大手や輸出関連企業ですよ。家内労働はこじんまりとした分野です。

ところで、福岡県の有効求人倍率が10月にやっと1を上回ったということで、記録をとり始めて以来ということではありますが、しかし、労働力不足というのは、医療・福祉分野の介護とか、建設の分野、派遣といったところなんですよ。ある意味雇用のミスマッチが起きているということで、そういったことを踏まえると、なおさら、果たして上げることによってどうなるか。

参考程度でしかないから上げてもいいし、上げなくてもいいんじゃないかというご意見もあるかと思いますが、委託業者の方々の参考程度にしかしていないということで、どちらかという最低賃金よりは、福岡県の最低賃金の方が参考になっているケースが多いということ踏まえるとなんとも微妙なところですよ。

期待としては上げて欲しいというのがあるけれども、実際上げることによる影響の方がどうなのかというのが読めないという部分もあります。

上島委員 今回見送った場合、次回の審議は何年後でしょうか。

賃金課長 工賃新設・改正計画というのが3年毎になされますので、今回は少なくとも3年後ですよ。

靄委員 例えばこの審議会で上げようという全体の意見になったときに、実際にはどういう反映のされ方をするのですか。

賃金課長 本審での諮問を局長から本審に対して行って、それを基に新たな最低工賃の専門部会を設置します。

これは家内労働部会ではありません。  
最低工賃部会というものを新しく設置しないといけません。

部会長 新しく委員会を設置するのですか。

松岡委員 本審を開いて、専門部会を作るんですね。

鎌田委員 専門の方というか、詳しい方も呼びするわけですか。

靄委員 当事者あたりも入るわけですね。

上野委員 そこで最終的に上げるかどうかの判断をするわけですね。

靄委員 だから、ここで上げると決めても別に決まるわけではないから。

上野委員 こちらの家内労働者側の委員だから、そうとられるのは当たり前という気もするのですが、委託者委員の方が言われた意見は、これからの経済のあり方をご指摘いただいた非常にありがたいご意見だったと思うわけですよ。

そういう議論があったということの本審に上げて、もう少し考えなくてはならないという問題提起をすることは大事なことのような気がします。

最終的に専門家の方が、やっぱりこれはまずいよねということで上げられないなということになったら、それはそれで仕方がないとかそれがルールですからいいんですけど、ここでいくら上げるということを決めるのであれば、この空気そのものというのはお伝えさせていただきたいという気はします。

部会長 希望的なところも含めて、7名ご意見を伺った内、5人が上げた方が良いという意見でした。

上げない方が良いという方が1人。

業種が違っても上げた方が良いという方が1名。希望的なこともカウントすると、圧倒的な多数で上げた方が良いという形になりました。

こういうご意見を反映させれば、上げることが望まれるということで、あとは検討していただきたいということによろしいでしょうか。

労働基準部長 それでは、部会報告ということで、本審の方で話して審議されます。

部会長 上げた方が良いというところまで断言できるかどうか、ちょっと微妙な部分が残

っているので、上げた方が望ましいとかいうことでよろしいですか。

各 委 員

(了解)

部 会 長

上げる方向で検討していただきたいということで、部会は閉じたいと思うのですが、いかがでしょうか。

労働基準部長

そういう雰囲気は、部会長の方からお伝え願いたいと思うのですが。

部 会 長

それでは、その旨報告致します。  
最後に(3)の「その他」ですが、何かございますか。

専門監督官

特にございません。

部 会 長

それではこれで、審議会を閉会させていただきます。  
長時間にわたり熱心にご審議いただきましてありがとうございました。

